

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年6月26日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	米山昇君	副委員長	斉藤芳夫君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	猪股尚彦君		内藤久歳君
	名取國士君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（6名）

議長	藤原正夫君	副議長	山本今朝雄君
	藤田悟君		清水正二君
	長谷部集君		保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切正男君	総務部長	長田修君
生活環境部長	花形保彦君	建設産業部長	米山徳彦君
教育部長	金丸博君	企画財政課長	坂本太久己君
総務課長	今村親弘君	人事課長	生山勝君
消防防災対策室長	保延克教君	市民活動支援課長	勝村秀彦君
建設課長	奥野経雄君	教育総務課長	小林修君
財政係長	戸澤文香君	契約係長	古屋正彦君
人事係長	高鳥悟君	給与係長	望月新路君
消防防災係長	長谷川秀明君	市民活動支援係長	相川泰史君
施設係長	早川英彦君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 宗和 書記 小澤 明
書記 松井 恵美

審査内容

- 1 議案第37号 甲斐市の市長、副市長、教育長及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定の件
- 2 議案第41号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）
- 3 議案第40号 （仮称）甲斐市冷間団地建築（第1期）建築主体工事請負契約締結の件
- 4 請願第24-2号 「取調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求める請願
- 5 その他

開会 午前 9時27分

○委員長（米山 昇君） それでは、ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（米山 昇君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第37号 甲斐市の市長、副市長、教育長及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定の件ほか2議案及び請願第24-2号「取調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求める請願の審査を行います。

審査は、初めに条例審査から行い、その後、一般会計補正予算歳出歳入の審査、契約の審査、最後に請願審査の順で行います。

それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願いいたします。

また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

なお、会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ2人、市民クラブ1人、颯新クラブ1人、公明等1人、共産党甲斐市議団1人となっております。

それでは、審査に入ります。

議案第37号 甲斐市の市長、副市長、教育長及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 大変お疲れさまです。人事課の生山です。よろしくお願いいたします。

定例市議会の議案集 9 ページ、それと議会資料の 1 ページをごらんいただきたいと思えます。両方を見比べながら説明をさせていただきます。

それでは、議案第37号 甲斐市の市長、副市長、教育長及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定の件につきましてご説明いたします。

まず、議会資料の 1 ページをお願いいたします。

こちらのほうでは、臨時特例に関する条例の概要につきましてご説明申し上げます。

1 番目の条例の制定の趣旨についてであります。

国につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえまして、日本の再生に向けて防災・減災事業に積極的に取り組むため、国家公務員の給料などを昨年4月から来年の3月までの2カ年間、平均7.8%の削減を既に実施しているところであります。地方交付税につきましては、市長も一般質問で答弁いたしましたとおり、本来地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源であります。しかし、本年度の地方交付税は給与減額支給措置を講じた水準で算定されることから、地方交付税を地方公務員の給与の引き下げ手段とした今回の国からの給与削減の要請は受け入れがたいものがあります。

しかし、本市におきましても、国と地方が一丸となって復興に取り組む必要性があることと、また、職員給与費分としての地方交付税の減額分を市民生活に転嫁してはならないことから、国からの減額要請を受け入れ、特別職と職員の給与削減を行うものであります。

国家公務員が給与削減を行う前のラスパイレス指数で試算すると、本市は96.3となり、国の100を下回っており、問題ありませんでした。しかし、国家公務員が平均7.8%の給与削減をしましたので、その削減後のラスパイレスで比較した場合、本市は104.3となり、国の100を上回った4.3ポイントを引き下げる内容の給与減額を行います。

ただいまご説明申し上げました条例制定の趣旨は、恐れ入りますが、議案集 9 ページをお願いいたします。

9 ページに臨時特例に関する条例第 1 条に規定されています条例の趣旨の内容となっております。この中では、市長、副市長、教育長及び職員の給与の支給額を減額するための特例を定めるものであります。

恐れ入りますが、資料 1 ページにお戻りください。

2、給与削減額についてであります。

(1) 特別職の給料につきましては、市長、副市長、教育長の 3 人は一律 7 %の削減を行

います。削減額は、本年7月から来年3月までの9カ月間で3人の合計額は122万2,200円ほどとなります。この削減を行う内容の規定につきましては、恐れ入りますが、議案集9ページをお願いいたします。

条例第2条で、市長及び副市長の給与条例の特例として、市長、副市長は給料から100分の7、すなわち7%を減額する規定であります。また、第3条では、教育長の給与条例の特例といたしまして、教育長の給料も同様に7%減額する規定であります。

また恐れ入りますが、資料1ページへお戻りください。

(2) 職員給料についてであります。

職員給料表は、職種ごとに行政職、看護・保健職、技能労務職の3種類があり、おのこの級ごとに削減率を定めました。行政職は平均4.3%の削減を行う必要があることから、給料が高く年齢層が高い管理職層の課長職の6級、部長職の7級の43人を一律6.5%の減額を行います。3級の主査、4級副主幹、5級の主管係長までの中堅職283人につきましては、国のラスパイレス指数を上回った率と同じ4.3%の減額を行います。また、1級主事、2級主任の若手職員72人につきましては、民間給与と比較した場合大差がないので、1.3%の減額を行います。

行政職の給料表が適用となります398人の削減額の合計額は9カ月間で4,877万8,000円ほどとなります。看護・保健職の給料表の適用となる職員も行政職と同様に減額を行いまして、3、4級につきましては4.3%、1、2級につきましては1.3%それぞれ減額し、職員20人の削減額の合計は182万円ほどとなります。

この行政職給料表と看護・保健職の給料表の職員の減額内容の規定につきましては、恐れ入りますが、議案集9ページをお願いいたします。

条例第4条の職員給与条例特例の第1項に規定されている内容であります。議案集の10ページをお願いいたします。

上から6行目の表には、ただいま説明いたしました内容の行政職給料表と看護・保健職の給料表のそれぞれの職務の級に応じた減額割合が定めてあります。

恐れ入りますが、また資料の1ページへお戻りください。

一番下段の技能労務職の給料表の適用となる職員の削減額は看護・保健職と同様に減額を行い、3、4級につきましては4.3%、1、2級につきましては1.3%それぞれ削減し、職員27人の削減額は189万6,000円ほどとなります。この技能労務職の減額の規定につきましては、この資料の3ページをお願いいたします。

この資料の3ページに甲斐市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案が掲載してございます。技能労務職の給料の規定は条例ではなく、この規則で定められておりますので、規則の一部改正を行うものであります。附則に第4項を追加いたしまして、ただいま説明いたしました2級以下の職員が1.3%、3級以上の職員が4.3%減額をする内容であります。

恐れ入りますが、資料の1ページへお戻りください。

一番下の行になります。職員全ての給料削減の合計は445人で9カ月間、約5,249万5,000円の削減額となります。

資料の2ページをお願いいたします。

続いて、(3)管理職手当の削減であります。

管理職手当は56人に支給されており、削減率は国と同様に一律10%の削減を行い、削減額は9カ月間で287万5,000円ほどとなります。この削減の規定につきましては、恐れ入りますが、議案集の10ページをお願いいたします。

この管理職手当の削減を行う規定は、中段の左側に(1)と記載してあるところに、管理職手当は100分の10、すなわち10%を削減する内容の規定となっております。

恐れ入りますが、資料の2ページへお戻りください。

そういたしますと、本市の特別職職員全ての9カ月間の削減額の総額は5,660万円ほどとなります。

3番の措置期間につきましては、本年7月1日から国家公務員の給与削減の終期と同じ来年の3月31日までとし、9カ月間の期間限定の措置といたします。

4、この臨時特例条例の制定に伴い、関係する2つの規則等の一部改正が必要となります。次のページの3ページをお願いいたします。

1つ目は、先ほどご説明いたしました技能労務職員の給与に関する規則の一部改正であります。

4ページをお願いいたします。

2つ目は、甲斐市水道企業職員給与規定の一部を改正する規定であります。この一部改正の規定は、附則に1項を加え、管理職手当を職員と同様に本年の7月から来年の3月まで10%を削減する一部改正の内容でございます。

議会資料の説明は以上となります。

恐れ入りますが、議案集10ページをお願いいたします。

議案集10ページ、中段にあります先ほどの管理職手当の下の行の左側に（2）とあるところでございます。

この第2号の規定は、退職者に対して支給される給与も職員の給与と同様に減額される旨を規定したものであります。左側に3の数字が記載されております第3項では、勤務しない場合に給与から減額される金額や時間外勤務手当の金額は、減額された1時間当たりの給料単価で算出する旨の規定となっております。

次のページの11ページをお願いいたします。

第5条では、育児休業等に関する条例の特例でありまして、部分休業している職員の1時間当たりの給料額は本条例の第4条第3項の規定に基づき、減額された後の給料額で算出される旨の内容であります。

第6条では、職員勤務時間条例の特例でありまして、介護休暇を取得している職員1時間当たりの給料額は本条例第4条第3項の規定に基づきまして、減額された後の給料額で算出をする内容であります。

第7条では、公益法人等への派遣に関する条例の特例でありまして、派遣職員の給与についても本条例第4条第1項及び第2項の規定によりまして、給料や管理職手当は減額された後の給料額、管理職手当を支給する旨の内容であります。

第8条では、端数計算でありまして、減額する額に1円未満の端数がある場合は切り捨てる内容であります。

附則の規定ですが、施行日は、本議会でご議決いただいた後の本年7月1日からとします。

提案理由につきましては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、市長、副市長、教育長及び職員の給与の支給額を減額するための措置を講ずる必要があるからであります。

以上で議案第37号 甲斐市の市長、副市長、教育長及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定の件とあわせて議会資料の条例概要につきまして説明をさせていただきました。

最後になりますが、県内の市町村の給与減額の状況につきましては、27市町村中24市町村が実施する予定であります。実施をしない3つの町村につきましては、国の減額後のラスパイルスを比較してもさらに現状が下回っているということで、3つの町村につきましては見送る予定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 数字的なことでちょっと確認をしたいんですが、資料の1ページの6、7級が43人、それから2ページの管理職手当が56人になっているんですが、3級でも管理職手当をもらっている方がいるということだと思んですが、具体的にはどういう方でしょうか。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 管理職手当につきましては、5級、6級、7級の職員が対象でございます、3級の職員は……

○委員（松井 豊君） 3級じゃなくて5級。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 5級の職員の管理職手当につきましては、保育園の園長、また幼稚園の園長等でございます。また、児童館の館長等でございます。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この趣旨ですけれども、24年4月から国のほうではやったと。1年おくれでこっち、地方にも要求してきたという、そのずれですよね。その辺の根拠というのはどんなことでこういうことになったのか、その辺を。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 国のほうにつきましては、先ほどご説明いたしました昨年4月から行っているということの中で、地方につきましては、総務大臣等が地方6団体に対しまして、国もこういうことで削減していると。そして、財源的な部分があって、その財源をいわゆる東日本大震災の復興に充てなければならないと。その中で地方にも協力を求めたと。その地方に協力を求めた求め方が、先ほど申しましたいわゆる交付税を盾にとって、給与削減を実施するということがありきの中で交付税を削減いたしております。

そのような形の中で申し入れをした等が本年の2月というような状況でございましたので、ずれが1年近く生じてしまったということでございます。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういう中で、復興財源として、要するにその財源を国のほうではその目的に反した使い方をしていて、一部ではごみ処理センターへ100億円というようなその基金を措置しているというふうな状況もあって、非常に、さきにここにも書いてあるように引き受けがたい状況なんですよ。さらにこういう形でもって、要するに地方交付税を削減するということを盾にとって地方にそういうものを求めてくるというのは、非常に我々としても納得いかない部分もあります。

ですから、例えばここでこの財源として、復興財源としてこの削減したものを使うというけれども、じゃ、どこへどういう形でもってやっていくのか。じゃ、今までそういった目的外というか、そういう形で使われていた国家財政を本当に集中的にその復興財源に使うきちっとした方向性が示されているのかというところが非常に我々もこの改正に当たっては疑問に思うところです。

その辺を、やっぱり受け入れる側としてはきちっと受けとめて、当然そういうことであれば、国のほうへも要請しなければならんと思いますけれども、地方6団体でも既に国のほうにそういうことは困ると、受け入れられないということは言っているわけですよ。そういう観点から、やはり国に対してもきちっとした形でその目的を明確にするということであれば厳しいと思うんですよ。その辺はどんな形でもって国のほうもこの削減に対して地方に求めてくるその根拠というものは示しているんですか。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 本年度地方財政計画によりますと、今般、地方公務員の給与の削減額ということで約8,500億円見込んでおります。この8,500億円の見込んだものにつきましては、歳出に特別枠というものを設けまして、その特別枠へ設定して計上と。では、どのようなものを、その8,500億円を使うかということをお申しますと、まず全国の防災事業費、これにつきまして973億円を使うと。それからあと、緊急防災・減災事業として4,550億円ほどを使うと。それからもう一つ、地域の元気づくり事業費ということで、こちら3,000億円を使うという形になっています。

この地域の元気づくり事業につきましては、いわゆる普通交付税で本年度措置をするということで、過去、地方のほうでも既に国に先駆けて行政改革ということで職員の定数を削減したりとか、ラスパイも100以下ということで行ってきたと。そういうものを加味したもの

を地域の元気づくり事業費ということで交付税算定をして、各市のほうへ、既に取り組んでいた実績を踏まえた中で配分するというようなことで、8,500億円は特別枠を設定しているということになっております。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 別件ですけれども、あとこれに伴う臨時とか嘱託に対する給料の減額というか、そういうことはないですね。確認しておきますけれども。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 今回の給与減額につきましては、特別職員と正職員のみでございます。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 私も今の行政職員のバランスというものが確かに等級の高い方が多い、若い方の数が少ない。そういう中で、数の少ない人間の中に総額を抑えようとして十分努力してやってきているはず。これがあと1年、2年たつと逆転するような形に当然なってくる状況なんだけれども、こういう状況の中で、昨年6月に国家公務員はもう既に実施したと。実はこれ、場合によると、12月の政権交代に、いわゆるもう既に決まっているものだから、どうしてもやれというようなことがあったようなふうを感じるわけですよ、明らかに。

これはとり方なんで、一概に言えませんけれども、いわゆる中央官僚が決めたこと、いわゆる国の政権ですらそれが思うようにいかないというようなことのあらわれのように一部感じるんですけれども、そういうようなことが現実的にこれから、今までにもいろいろこういう不都合はあったと思うんですけれども、職員がいわゆる等級の高い職員が減って行って、等級の低い職員がたくさん入ってきてということになっていったときに、これ臨時にこういうことをやったということがただのパフォーマンスにならないかというふうに心配するんですけれども、その辺はどうですか。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 今回のこの給与の減額につきましては、いわゆる人事院勧告に基づくというものではございません。人事院勧告に基づくものにつきましては、民間の賃金等で比較した中で、公務員の賃金いかにあるべきかというものがあるんですけれども、今回の

場合はあくまでも、先ほどから申しますとおり、国のいわゆる財源の不足分、いわゆる交付税を減らす一つの手法として給与を削減ということになっておりますので、今回このことについて、パフォーマンス的なことかどうかというところちょっと答えにくい部分があるかもわからないんですが、現実問題として交付税が減ってくると。その減ってきた交付税を職員の給与減額をしなければ、ほかの市民サービスを低下させるおそれがあるという形の中でのことということというふうに判断をしております。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） いろいろご説明いただいたんですが、この給与削減ということですよ。人間的なものでしょうけれども。答弁の中でも、今回この市でもこれを決めるに当たっては、組合とかいろいろ話もされたというようなことも伺いました、その答弁の中で。

それで僕は、そもそもこの、お国のほうで公務員のやつをこういう財源をつくるために7.8%削減したということは、うがった見方というか、ふだんから公務員に対する非常に恵まれているというような感覚がやっぱり世間一般にあるわけですよ。その中でこういうやつがあつて、結局地方の公務員もそれに倣えみたいな話、交付税を絞ってそうせざるを得ないような状況にしたと思うんですが、僕が一番聞きたいのは、総務部長を初め皆さん今の給料に対してどのような認識を持っておられるか。今、公務員の全体の給与、この甲斐市のだけでもいいですけども。

部長とか人事課長たちが、言いづらい部分もあるんでしょうけれども、かなり恵まれているような、世間ではそういうふうに見ているんですよ、多分。皆さんはその組合でいろいろお話をされたら、組合からはどんなようなお話、もしそういうその辺の話が聞ければ答弁していただければありがたいんですけども、組合との話し合いの中では、組合ではどのような認識を持っていたと。皆さんも、当然ほかの人たち、いっぱい管理職はいますけれども、たまたま皆さんここにおられるから、もし差し支えなければ、その辺の認識をちょっとお話ししていただければ。

○委員長（米山 昇君） 長田総務部長。

○総務部長（長田 修君） 確かに大変ちょっと答えにくいというか、本音もありますけれども、私の認識としましては、私たちの給料というのは税金から出ていると。それで、人事院勧告に基づいた増減があるというふうなことで、やっぱり時代の経済状況等、景気のよしあ

しによって上下するのは、これは当然ではないかとは思っておりますけれども、こうやって特に世の中が不景気になったときに公務員が恵まれ過ぎるんじゃないかと。自分が勤めた30年ちょっとの間でも何回かそういうことがありまして、民間、一般の方々はずごく景気がよくてうんと上がったときにも、公務員も先ほど言いましたように人事院勧告によりましてそれなりの上昇はありましたけれども、そういうときは一般的に世間は静かで、特に景気が悪くなったときに恵まれ過ぎるんじゃないかというふうな声が出てくるのはいたし方ないことかなとは思っております。

その内容につきましては、高いか安い、高いか低いかということは、一概にどういうものを基準にいうかということが明確に言えないといえますか、それが人事院勧告で判断をしてきているものだと思っておりますので、何とも言いがたいんですけれども。確かに簡単に退職させられることがないとか、要するにリストラを簡単にされないとか、職場が安定しているということに関しては恵まれているなどと思っております。給料の多寡につきましては、平均的な給料ではないかと、そんなふうには思っております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。できるだけ簡潔にお願いします。

○人事課長（生山 勝君） それでは、私のほうから、組合との関係につきましてご説明いたします。

組合とは、実は3回にわたりまして協議を行いました。当然組合員のほうからいたしますと、生活給であるので、絶対この削減は阻止したいと。また、国のほうも交付税の削減をカタにとって、このやり方というのはいかがなものかということで、組合は当然猛反対いたしました。

ただ、私どもも粘り強く交渉いたしまして、県内の状況、それから、いわゆる給与削減しなければこれだけの金額が市民生活、市民のほうの事業等から転嫁しなければならないということの中で、深いご理解をいただいた中での妥結という結果になりました。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これはあれですか、間違いなく3月31日までの時限的なことで、もう今後これを継続していくということはないですね。

〔発言する者あり〕

○委員（内藤久歳君） いや、その辺をちゃんと……

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 今回の給与減額の臨時特例に関する条例につきましては、期間が来年の3月31日までということで、いわゆる期間限定でございます。当然市長もこの3月31日のことは確認をしておりますし、地方6団体も国の総務省に対しまして、この期間については強く申し入れをしております。新藤総務大臣も、あれはあくまでも来年3月までと。ただ、国と地方の協議の場を設ける中で、今後來年の部分というものは出てくるかもわかりませんが、あくまで本市は、現状では来年の3月31日までやります。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 先ほど課長のほうからの説明で、使い道ですよ。ここまで県も給与まで削減して交付税を減らしてきて。今後各地方に対して、この使い道に対しては3項目ぐらいさっき報告がありましたけれども、国がしっかりしてもらわないと、このいろんな予算がいい加減に使われたんでは困るということで、今後の対応。先ほど内藤委員からも言われました来年の3月までという解釈がはっきりできないということであれば、使い道のしっかりした報告みたいな形が、地方にもすべきではないかと思うんですけども、そういうことは地方としてはどういう受け答えというか、要望というか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 先ほど私のほうで申し上げました約8,500億円の歳出特別枠ということの中で、全国防災事業とか緊急防災・減災事業、地域の元気づくり事業ということで3つの項目を国のほうでは設定をしております。その中でその使い道ということになりますと、当然事業の中の執行という形等がございます。1つ、今の段階で言えるのが地域の元気づくり事業、先ほど甲斐市が既に合併以来取り組んできた定数の削減、50に削減したこととか、ラスパイがいわゆる100以下ということの中で、過去取り組んできた経過ということがあります。それを本年度の交付税の算定でいきますと、地域の元気づくり事業で7,200万円ほど今年度は増額、増額というか、その分が国から来るということでの現在予定になっております。

そのほかの事業についてはどういう事業費に充てられるかということにはちょっと今私のほうではわかりませんが、過去の甲斐市が取り組んだ行革、職員の定数削減等、またラ

スパイが100行かないということの中では、本年度交付税で約7,200万円見てもらえるという
ような数値になっております。あくまで見込みであります。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） これは市のほうへ言うことじゃないと思いますけれども、ただ、復興
予算がいい加減に使われて、7億とかのお金がいい加減に使われる。今言われた数字は大き
な数字でありますけれども、民間のNPOを通して使われる金がいい加減に使われてくる、
国のこれはやるべきことだから、市に対していろいろ言うことじゃないけれども、それだけ
真剣に考えてもらいたいということは、やはり市としても、地方としても思うことなんです
よね。だから、その辺は、これは要望をどこにするかといったら国にするしかないだけで
ども、この辺はしっかり考えていかなければならん問題だと思いますから、その辺はじっくり
またよく注意して行っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 要望でよろしいですね。

○委員（猪股尚彦君） はい。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 私は、この削減について、非常に地方としても思い切った決断だと思
うんですよ。

若手の話を聞くと、やっぱりかなり生活に響くということで、子育てしている人たちには
大変だと思うんですよ。昨年、国のほうでもって民主党がとったときには、国のほうの国家
公務員はやったんだけど、地方はやらなかったんですよね。自公でとった時に、これを
やるということで決断して、今言ったように交付税を盾にとってやるということは、非常
にはっきり言って汚いやり方ですよ。それを盾にとっているんだから。それでおたくちやり
なさいということだね。それをやられれば、やらなければならない状況にもう追い込まれて
しまったと。だから、やっぱりそうなる前に、そういう対策はある程度とるべきだと思うん
ですよ。地方でみんながやっているからやりなさいじゃなくて、やっぱり自分たちのことな
んだから、そういうことは先を見てやっていく必要があるかと思うんですよ。

今回、こうやっての財源を充てて、地方税をこれだけ使いなさいという言い分だと思うん
だけども、私は、若手のことを考えれば、これは本当に痛みが激しい削減だと思うんです

よ。その若手の人たちにはどんなふうに、いいよ、やりましょうということで決まったんですかね。そういう話はなかったんですか。削減は本当に痛い、生活に響くということで。その辺の声をちょっと、もう少し聞かせていただきたいですよ。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） この給与減に関しましては、3回組合とも協議を行ってきました。その中で、当然若手の方の職員の意見、またいわゆる管理職になる組合員の方々、その方々に一番大きな削減となることの中で、当然住宅ローンを抱えていたりとか、教育ローンを抱えていたりということの中で、非常に生活費だから厳しいという意見は十分組合からも出されております。ただ、私どもからいたしまして、先ほど申しましたとおり、いわゆる交付税が減ってくるということはいたし方ない事実ですので、その部分につきましての部分の理解を求めたということで。当然組合員のほうから非常に大変だという意見は出ております。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終わります。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

藤原議長。

○議長（藤原正夫君） お疲れさまです。

ちょっといろいろ議することはあれなんですけれども、ちょっと確認という意味で私のほうから1つ伺いをいたします。

管理職の職員が今1人ですか、2人、1人だと思うんですけれども、被災地のほうに今派遣で行っているわけなんですけれども、その職員の方も減額の対象に入るんですかね。ちょっとその点をお願いします。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 現在、陸前高田市へ来年の3月まで1年間職員を派遣しております。その職員の給与は本市から出ておりますから、当然この減額の対象となります。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第37号 甲斐市の市長、副市長、教育長及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 反対の立場で討論をさせていただきます。

趣旨については既に一般質問等で行いましたし、先ほども皆さんからいろんな疑義が出されていますので、市のほうもそれなりに苦慮はしているということは重々承知なんです、私のほうで1つ、何しろこれは国の責任でもありますよね。それで指摘をしたいのは、資源というか、資金は十分にあるということです。

それで、たびたび指摘をする260兆の内部留保ですが、私は経済の講演で大学の経済学の教授に聞いたんですが、これは外国ではどうだと言ったら、外国にはこういうものはないと言いますよ。要するに設備投資をし、経常利益を計上し、しかも株主にもたっぷり払って、その上で余った金ですから、これは一般的には課税対象なんですね。これをきっちり課税すればいいですし、この間も引き合いに出した株の課税が、外国は大体3割ですが、日本は1割なんで、こういうところから引っ張ってくれば幾らでもあると。

その辺に腰が切れるかどうかは今後の政権の評価になるわけで、そういった意味で十分可能だということを指摘し、反対討論とします。

○委員長（米山 昇君） ほかにはございませんか、討論。反対討論はないですね。

賛成者の討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） いいですか。

ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第37号 甲斐市の市長、副市長、教育長及び職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件を採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） どうぞご着席ください。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、分割付託されました議案第41号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容によりある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、審査は、初めに歳出について審査し、続いて歳入の審査を行います。

委員の発言は一問一答方式で簡明にお願いいたします。

まず、歳出から説明を受け、審査いたします。

最初に、第2款総務費、第1項総務管理費、第14目諸費について説明を求めます。

勝村市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） お疲れさまでございます。

補正予算説明書は10ページ、11ページをお願いしたいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第14目諸費の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

第14目諸費の説明欄、001自治振興事業につきまして500万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、財源内訳のその他に諸収入として同額の500万円がございりますが、これはコミュニティ助成事業助成金でございます。財団法人自治総合センターによる宝くじの社会貢献PR事業の一環としまして、自治会など地域のコミュニティ組織に対する助成制度でありまして、コミュニティ活動のための備品の整備に対する一般コミュニ

ティ助成事業ということで、昨年と同様ですが、出されておりました5件の申請のうち、今般2件が採択の決定を受けたものでございます。

この制度は、事業費ベースで100万円から250万円が助成対象で、助成率100%という大変有利な制度でございますが、本年度採択されました2地区につきましては、竜王地区の竜王新町5区と、それから双葉地区のつくし野自治会でございます。それぞれの事業内容としましては、竜王新町5区につきましては地区の祭りや朝市などの行事用としまして、はっぴ、かき氷機、綿菓子機、焼き鳥機、のぼり旗、ベンチ、簡易倉庫などの整備を予定しております。それから、つくし野では自治会の諸行事、長寿会や子供クラブ用の公民館備品としまして、流し台、調理台、エアコン、簡易テーブル、椅子、プロジェクター、簡易倉庫などの整備を計画しているものでございます。

両地区とも上限の250万円の助成決定を受けておまして、合わせて500万円の助成額となりますが、この助成事業につきましては、市町村を通じて交付する仕組みになっておりますので、自治総合センターからの助成金の受け入れと該当自治会への助成金交付の歳出につきまして補正予算をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 質疑はないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

質疑はないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、第2款総務費、第1項総務管理費、第14目諸費の審査を終了します。

暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第9款消防費、第1項消防費について説明を求めます。

保延消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） おはようございます。ご苦労さまです。

消防防災対策室より、6月補正について説明をさせていただきます。

補正予算書説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

ページの中ほどになります第9款消防費、第1項消防費、第5目災害対策費、補正前の額4,806万4,000円に補正額236万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

002防災無線施設維持管理費につきましては、旧敷島庁舎跡地に建設されます敷島保育園の建築箇所が確定したことになりまして、従前から建っていました防災行政無線塔が建築に支障があるということから、同一敷地内で建築に支障のない箇所に移設工事を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 場所は大体おおむねどこからどの位置へというところに移設するのですか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 場所につきましては、現在、取り壊し前の敷島第1庁舎と第2庁舎の西側の県道沿いに今は建っているわけなんです、今回移動につきましては、今度は東側の市道側のほうに設置をして、あと調整をしながら、放送等が聞こえるような形でもって進めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 市道側というのは、東側に移設するということですね。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） はい、そのとおりでございます。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終わります。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ないようですので、これで傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第9款消防費、第1項消防費の審査を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第10款教育費、第3項中学校費について当局の説明を求めます。

小林教育総務課長。

○教育総務課長（小林 修君） お疲れさまでございます。

それでは、教育総務課の補正についてご説明させていただきます。

今回の補正は、この4月に竜王中学校と玉幡中学校で窓ガラスが割られるという事件もありまして、早急に中学校5校に防犯カメラの設置を計画いたしまして、その増額補正です。

補正予算説明書の15ページをお願いいたします。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、14節使用料及び賃借料22万7,000円の増額につきましては、防犯カメラ録画装置センサー化ライトのリース料でございます。

18節備品購入費5万5,000円につきましては、赤色回転灯の購入費で、他の学校も同様ですけれども、玉幡中学校は防犯カメラにつきましては当初予算に計上してありますので、赤色回転灯のみの増額補正となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 防犯カメラというのは、台数とどういう角度から映しているのか、参考に。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 台数は1校当たり4カ所ということです。その場所というのは、一番的確な場所というところをそれぞれ見つけて設置いたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 防犯カメラの撮ったデータというか、そういうものの管理とか、その辺のところはどんな形で。例えば次の日に見てもう消してしまうとか、その辺のところの管理はどうなっているんですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 録画のほうは10日間録画を保存されます。10日以上たちますと、順次消されていくということでございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 10日というのは、自動的にこうなっていくということかな。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 自動的に消えていきます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その毎日撮ったデータというかね、当然毎晩映るわけですよね。そうすると、それを見るのは校長か誰か見る。毎日の検査というか、確認というか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 学校のほうで見ていただけるわけですがけれども、校長が見るか、教頭が見るか、その辺はまだ決まっておりません。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういう点で、各5校に設置するわけですから、そういった部分の統

一性というか、例えば何かあったら報告を月に1回、どういう状況だとかという、そういうことをするのか。その辺の今後の運用の仕方も、やっぱりちゃんとやっておくべきだなと思うけれども、その辺はどうですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 月1回の校長会というのもありますし、何かあった場合はそういう場で、また特別に、途中であった場合は連絡をいただくということになっております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 何かあった場合ということじゃなくて、やっぱりそういうものを設置するだから、そういった学校間の統一したものがなくてとてんでばらばらになってしまうので、その辺のところも少し考えてやっていただきたいということなんですけれども。その辺はどうですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 月1回の校長会というのがありますので、そういう場でまたその辺を協議してまいりたいと思います。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） 防犯カメラ各4カ所ということで、これ設置は恐らくいろいろな面で違うと思うんですけれども、この防犯カメラも一度にぶっつけられて壊されないように、よく狙って荒らしまわるから、その辺も。

それから、今のこれ使用料とか賃借料とあるんですけども、これ月の契約ですか。年契約でどのくらいですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） リース契約でございます。1カ月ごとにお支払いということなんです。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） どのくらい、この金額ですか。違うでしょう、これ工事費だから。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 1カ月2万5,200円でございます。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 今2万5,200円、これ年間通してずっとやっていればリースにしなくて買ったほうが安いんじゃないですか。どうですか、その辺は。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 一応メンテナンスの関係もありますので、買うと同じぐらいになるんですけども、そういうことでリースということにさせていただきました。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） そのリースをやったということはいいんだけど、これは、破損とかそういういろいろ関係があって、保険はかけますよね。保険、それはどっち持ちですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 保険のほうは別になりますけれども、補償期間というのがありますので、そちらのほうで対応したいと考えております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 補償は買えばなるんですよ、半年、1年とかとあるんだけど。それを除いて、以外にそういう保険をもしかけなければならぬ場合は、リースで持ってくれるんだか、こっちで持つのか。そこのところをちょっと聞いているんですけども。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 保険料のほうはこちらのリース料に入っておりません。リースのほうでは入っておりません。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） そうすると、じゃ、その補償期間はいいんだけど、補償が切れたときはこちらで保険をかけるようになるということですね。そうでしょう。その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） その辺、保険料というのはちょっとした金額になりますので、業者のほうと相談したところ、こういう機械はほとんど壊れないということなので、その辺で予算的なものを考えましてこのようにさせていただきました。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 壊れないというんじゃないくて、そういうぶっ壊されたりする例があるんですよ。つけたら3日ぐらいでぶっ壊されてしまったということもある。そういうときに、じゃ、補償がきいているときはいいけれども、故意にやった場合は補償なんかきかないと思

うんですよ。そういうときに実費で出すのか、それとも保険へといって保険でもってやるのか。そのやっぱり判断なんですよ。何でも、実費であればいいといえ、それはやっぱり金があればいいことだけれども……

〔発言する者あり〕

○委員（名取國土君） いや、入っていないでしょう。

〔「全体のあれがある」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） その辺は、やっぱり保険料のほうがちよっと高かったのも、もしぶつける人がいたら、その人は映るわけですので、その犯人もわかるかなという、そういうことで、予算的な面も考えて入っておりません。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） あのね、ぶつける犯人が映っていればいいよ。映らんようにやる連中だから。そういうことを考えて、そういう面をしておかなければ。5校あるんだからさ、やっぱり、高い保険であっても、そういうものへ入って対応するのがいいのかなということ、を僕は聞いているんですよ。だから、映る映らんで犯人に弁償させるとかじゃなくて、そういう対応はどうするんですかと聞いているんだから、その辺はどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） それでは、検討させていただきます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） すみません、ところで、こういったものの窓ガラスが壊れたということは何回かあるんですが、この捜査というか、この追跡調査とかそういったことというのは、余り結果を聞かないんですが、それに対してはどんなふうに行っているのか、ちょっとそういうのを聞きたいんですが。犯人というのは捕まっているんですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 一応被害のあった場合は警察のほうには届けております。今のところ捕まってはおりません。

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ほかにございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） すみません、1校当たり4カ所ということですよ。そうすると、校舎が何通りかあるわけで、二棟あれば、一棟2カ所というような形になるんですけども、カメラのその位置というのは、例えば窓ガラスが割れたとかという場合に、そのエリアというのはこれでカバーできるんですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 大体1校当たり4カ所で大体カバーできるということで、4カ所ということにさせていただきました。

○委員長（米山 昇君） 清水議員。

○議員（清水正二君） 大丈夫ということですね。確認しておきます。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 全てということではないですが、おおむね4カ所ということでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第10款教育費、第3項中学校費の審査を終了します。

以上で歳出の審査を終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、歳入について審査をいたします。

第12款分担金及び負担金から第21款市債まで一括で説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、本日は大変お疲れさまでございます。

このたびの一般会計の補正予算 2 億1,996万7,000円につきまして、財源となる歳入予算につきまして、一括して私のほうからご説明をさせていただきたいと思えます。

補正予算につきましては、きのうから本日にかけまして分割付託され、歳出のほうにつきましてはご審議をいただいたところでございます。

歳入のほうを私のほうから説明をさせていただきます。

まず、6 ページ、7 ページのほうを予算説明書のほうをお願いしたいと思います。

最初に12款分担金及び負担金でございます。1 項の負担金、4 目労働費負担金102万2,000円につきましては、峡中シルバー人材センターの市町の負担金でございます。平成25年2月に国庫補助金の終了日数等の変更がありまして、その格づけの基準が見直しとなりました。これはきのうそれぞれ所管課から説明をされていることと思えます。見直しによりまして、市町の負担金が240万円増額することになったところでございます。当初計上の補助金額につきましては1,065万円でしたが、見直しによりまして1,305万円となったところでございます。これに伴いまして、構成市町の負担割合によりまして、当初計上されておりました金額に対しましてそれぞれ増額補正ということで、増額したところでございます。

この金額につきまして、加盟町村の中央市のほうでは63万1,000円の増額、昭和町につきましては39万1,000円の増額ということで、合計102万2,000円の労働費の負担金の増額ということになります。

続きまして、14款国庫支出金でございます。2 項の国庫補助金、7 目の土木費の国庫補助金、節でいきますと、災害安全社会資本整備交付金につきましては、開発1号線の道路改良の進展に伴いまして、用地取得の関係予算、補償費等が含まれますが、これと工事関係予算の国庫補助事業の55%、6,634万6,000円がそれぞれ補助金として増額になったところでございます。この補正になっております。

次に、15款の県支出金でございます。2 項の県の補助金、2 目民生費の県補助金、2 節の児童福祉費補助金1,985万5,000円につきましては、まず特別保育の事業費の補助1,839万2,000円、これにつきましては、保育士の人材確保対策を推進する一環としまして、保育士の処遇改善に取り組みます市立保育所への保育士の処遇改善臨時特例事業ということで、補助率10分の10で資金を交付することによりまして、保育士の確保を進めるための県の補助金でございます。

次に、放課後児童対策の事業補助金146万3,000円につきましては、竜王さわやか第2教室

の開設に伴いまして、児童指導員の賃金等の補助基準額、これの3分の2に当たります県の補助金を収入するものでございます。

続きまして、18款繰入金、1項の基金繰入金につきまして、1目財政調整基金の繰入金、1節の財政調整基金繰入金でございますが、7,624万4,000円でございます。今回の補正財源の不足分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、20款の諸収入、5項の雑入、1目雑入でございます。1節の総務費雑入につきましては、市民活動支援課の所管の自治振興事業に対するもので、これも先ほどご説明があったと思いますが、竜王新町の5区、それからつくし野、それぞれ各2自治会が申請をしました公民館備品等、これを一般コミュニティ助成として自治総合センターから事業採択をされ、市が500万円の収入を受け、これを自治会に交付するものでございます。

次に、21款市債につきまして説明をさせていただきます。ページが8ページ、9ページになります。

開発1号線の道路改良につきまして合併特例債を5,150万円充当するものでございます。

この市債につきましては、17ページのほうにその一覧表を記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

この市債を今回補正したことによりまして、平成25年度末の残高は293億8,170万3,000円となる見込みでございます。この補正によりまして、今年度起債見込み額、当然ふえてまいります。元金償還が22億8,408万円、今年度の市債の残高が先ほど申しました293億8,170万3,000円となるところでございます。

これは分析をしますと、国の制度としまして、交付税の振替である臨時財政対策債、これにつきましては市町村に選択の余地がない起債でございまして、財源不足に充てる起債でございまして、これにつきましては96億931万4,000円でございますが、これは後年度100%が交付税措置ということになっております。

また、この合併特例債147億8,365万2,000円につきましては、同じように交付税措置で70%が後年度負担というようなこととなります。残高が293億8,170万3,000円でございますが、実態としましては、理論上は残高はおおむねこの交付税措置を勘案しますと、3割に当たります94億円程度が実際の負債額というようになるところでございます。

以上、歳入のほうのご説明をさせていただきましたが、地方財政を取り巻きます環境は依然として非常に厳しい状況にあります。引き続き行政改革、または財政健全化を進めていくとともに、地方債の元利償還金の状況を注視しながら適切な公債費の管理、財政運営に努め

てまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

以上、総括して歳入のほうのご説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 開発1号線の関係で、これを含めて総額でどのぐらいを起債したんですか。

○委員長（米山 昇君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 開発1号線のほうでございますが、一応合併特例債を充てております。これにつきましては、一応平成25年度も当然予算計上させていただいておりますが、今までの予定としますと、実績も含めまして7億870万円の合併特例債の起債額ということになります。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） コミュニティの助成事業で500万といたって、さっきちょっと漏らしてしまったんだけど、どのくらい、何件申し込みがあったのか。2件。

○委員長（米山 昇君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） コミュニティ助成事業のほうですが、今年度、平成25年度につきましては2地区、竜王新町5区とつくし野自治区、この2地区が採択になったということで、各250万円ずつの備品の補助でございます。

〔「申し込みが2件」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（坂本太久己君） 申し込みは、25年度につきましては全部で5地区ございました。その上から竜王新町とつくし野が2地区採択されたというところがございます。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） 5地区あって2地区というのは、その選定をどうあれでやったのか。

○委員長（米山 昇君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） この自治総合センターの補助金、コミュニティ助成事業につきましては、一応国の事業ということになっております。これにつきましては、県が一応

事業採択の審査をしますので、市におきましては、申請が上がりました5地区をもとに県のほうに申請を上げると。その中で、県ですと27市町村からそれぞれ上がってきますので、そのような状況を、必要性とかいろんな状況を勘案した中で審査をしまして、甲斐市においては平成25年度は2地区が採択になったという状況でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ありますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

それでは、以上で一般会計補正予算（第1号）の審査を終了いたします。

これより議案第41号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任願います。

これで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第40号（仮称）甲斐市冷間団地建築（第1期）建築主体工事請負契約締結の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

今村総務課長。

○総務課長（今村親弘君） よろしくお願いをしたいと思います。

議案集17ページをお願いしたいと思います。

議案第40号（仮称）甲斐市冷間団地建築（第1期）建築主体工事請負契約締結の件につきましてご説明申し上げます。

この契約の内容につきましては、契約の目的といたしまして、（仮称）甲斐市冷間団地建築（第1期）建築主体工事でございます。契約の方法につきましては一般競争入札による執行でございました。契約の金額でございますが、2億3,257万5,000円でございます。契約の相手方につきましては山梨県甲府市青沼二丁目11番22号、齋藤建設・依田建設（仮称）甲斐市冷間団地建築（第1期）建築主体工事共同企業体、代表者、齋藤茂氏でございます。

提案の理由につきましては、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、今回の入札につきましての経過等についてご説明を申し上げます。

市議会定例会資料14ページをお願いしたいと思います。

今回の入札につきましては、事後審査型条件付きの一般競争入札で執行したものでございます。入札の公告につきましては、平成25年5月16日に行いまして、入札の参加受付期間を公告の日から5月22日までの7日間といたしたところでございます。入札につきましては5月30日に執行いたしまして、審査後5月31日に仮契約を締結したところでございます。

今回の入札の参加条件でございますが、2社によります特定建設工事共同企業体でございます。代表構成員につきましては、中北建設事務所管内に本店を有します建築の経営審査点数が750点以上といたしました。構成員につきましては、市内に本店を有しまして、建築の経営審査点数が600点以上という参加条件によりまして入札公告を行ったものでございます。

入札に参加いたしました共同体、いわゆるJVでございますが、表の右欄にございます応募者でございますが、興龍社・中村建設JV、国際建設・渡辺建設興業JV、齋藤建設・依

田建設 J V、三井建設工業・樋川建築 J V の 4 社が応札をいたしたところでございます。この結果、予定価格 2 億 2,720 万円に対しまして、齋藤建設・依田建設 J V が 2 億 2,150 万円で落札をいたしました。落札率につきましては 97.5% でございます。契約額につきましては 2 億 3,257 万 5,000 円となったものでございます。

工期につきましては、平成 26 年 2 月 28 日までとなっております。

なお、参考といたしまして、下の表がございしますが、（仮称）甲斐市冷間団地建築（第 1 期）電気設備工事及び機械設備工事の入札結果につきましてお示しをさせていただいておりますが、建築主体工事と同日に入札を執行したものでございまして、入札参加条件につきましては、建築主体工事と同様 2 社によります特定建設工事共同企業体の形態によりまして入札を執行したところでございます。

電気設備工事につきましては、応札者、右欄にございますが、3 つの J V が応札いたしまして、契約金額 3,024 万円で落札率 96% ございまして、落札者につきましては伸電工業・名大電気工事 J V でございます。また、機械設備工事につきましては、4 つの J V で応札をいたしまして、契約金額が 3,628 万 8,000 円、落札率 94.9% ございまして、佐藤設備・トーショー J V が落札をしたところでございます。電気及び機械それぞれの工事につきましても、5 月 31 日に契約を締結いたしまして、工期につきましては建築工事と同様、26 年 2 月 28 日ということで工期が設定をされたところでございます。

以上で議案第 40 号につきましての説明を終わりたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これはちょっと金になる、設計はどこがやりましたか。

○委員長（米山 昇君） 米山建設産業部長。

○建設産業部長（米山徳彦君） 山形建築一級事務所でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませぬか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） 質疑がないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第40号（仮称）甲斐市冷間団地建築（第1期）建築主体工事請負契約締結の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論ないようですので、以上で討論を終了いたします。

討論なしと認めます。

これより議案第40号（仮称）甲斐市冷間団地建築（第1期）建築主体工事請負契約締結の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号（仮称）甲斐市冷間団地建築（第1期）建築主体工事請負契約締結の件は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時54分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、前回より継続審査となっております請願第24-2号「取調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求める請願を議題といたします。

なお、本件については9月定例会において付託され、本委員会はその際に紹介議員から説明を聞き、9月、12月、3月の3回審査を行っております。そのため説明及び質疑は省略し、再度各委員の意見をお聞かせ願いたいと思います。それにより請願審査をしていきたいと思っております。

それでは、順次ご意見をお聞きいたしますが、斉藤副委員長より順次お願いいたします。

斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） 私は、この趣旨説明を読むたびに思うこととして、やっぱり検察、警察の不当取り調べだけを強調し過ぎていると思います。検察、警察の中でも可視化を求めている方もあるということも伺っていますが、警察、検察側の私なりの個人的な友人、その他からの意見を聞きますと、この捜査の手法は、いわゆるこの趣意書に書いてあるような手法だけが手法ではないと。一部のそういう不当捜査みたいなものに偏り過ぎた意見趣旨書については、世の中の流れとか社会的風潮としては理解できるところもあるけれども、意見が偏り過ぎていてすんなり納得しがたい。

そのため、私は以前にも申し上げましたが、被疑者というか、容疑者というかの開き直り、被害者のプライバシーの保護など、まだまだ検討すること、私たちが検討することなのか、国全体でこれを考えることなのか、その辺のところはまだ煮詰まっているというふうに考えづらい。そのために私としてはもうしばらく継続審議としていただきたいと考えます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 続いて、有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 私も今、斉藤委員が言われたように、いろいろの立場で賛成、反対というのもあると思うんですが、やっぱり全体的な議論が、国全体でされるべきだと思っておりますので、そういう意味合いで継続審議ということでお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 続いて、松井豊委員。

○委員（松井 豊君） 私は、紹介議員という立場もありますし、もう一つは、実は国民救済会というのがあります。冤罪と思われるものについて民間から支援をしていく。これで見ても、相当数の疑惑のある判決などもあります。その対象の中には、少年であるとか、それから知的障害者とかそういう方も含めて、老人とか、非常に弱い立場の人もいますが、公正なもちろん警察官もいますけれども、そういう何か犯罪をつくり上げるみたいな強引な方も少なくないということで、いろいろなものがありますけれども、細かいことは省きまして、基本的には請願の趣旨にのっとって採択をお願いします。

○委員長（米山 昇君） 続きまして、名取委員。

○委員（名取國土君） 私は、この件については延会で、なかなかこれは進展していないんですね。ちょっと弁護士さんの話を聞いたことがあるんですけども、ちょっと審議する必要があると、いろいろ中身が深いことがあるということで、私は継続審査で。

○委員長（米山 昇君） 続いて、内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この件についてはいろいろなご意見があります。そういう中で、依然としてこの法制審議部会素案等も出されている中で、非常にこの可視化としては、全体としては導入を取り入れるべきだろうということはわかっています。一方で、いわゆる被害者の立場に立ったときにこの可視化がどの程度影響してくるかということも踏まえて議論が十分にされていない状況と認識をしております。

そういう中で、来年にこの法案を出すべく特別部会等、この内容について審議をしているというふうな状況を踏まえて、方向性としては間違っていないので、今回、この意見書を採択して、こういうことは進めるべきだという中で、また、あと一方で、私の考えとしては、そういった被害者に対する不利益がこうむらないようにというふうなことも含めて、法制化に向けて検討していくことが、この可視化ということ全体を捉える中で前へ進める一歩ではないかなということで、私は採択をしたいというふうに思います。

○委員長（米山 昇君） 続いて、猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） この請願、前は平成20年ですか、2度目の請願というような形でとらせていただいています。それから審議も審査も3回以上やってきた中で、十分、これ大変難しい問題ですよ。ただ、裁判員制度が施行されるようになってから、いろんな問題も抱える中で、当初は警察側の立場でいうと大変難しいものではないかと思う面もありましたけれども、警察サイドのほうからも、この可視化に対することの必要性ということを考える、こういう考え方も出てきました。ここを今回に当たっては採択でいってもいいのではないかと私は思いますので、採択でよろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時21分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、請願第24－2号の「取調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求める請願について採決をしたいと思います。

本請願は起立により採決をいたします。

最初に、本請願について、継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） どうぞご着席ください。

3人ということでございます。

続いて、本請願を採択……

〔発言する者あり〕

○委員長（米山 昇君） 3人ということですので、過半数に達しておりません。

したがって、継続審査については、委員長としては今回ここで採択をすべきだという意見でございますので、継続審査についてはしないということに決定をいたしました。

次に、本請願について採択に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） ご着席ください。

採択という方が3名でございます。

過半数に達しておりませんので、あと、委員長の意見でございますが、委員長としては、この際採択をすべきだと。理由については、時期的に何回も審査しているということと、それから、国の動向等を見た上で、この際意見書を提出すべきだということの理由でございます。

したがって、本請願は採択ということに決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

○委員長（米山 昇君） 会議を再開いたします。

続いて、ただいま採択されました請願は、関係機関へ意見書の提出を求められておりますので、これより意見書案について協議をいたします。

お手元に案が配付してありますので、それをごらんになっていただきたいと思います。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） それでは、先ほどお配りしました取調べの全過程の可視化を求める意見書（案）について朗読説明させていただきます。

平成21年5月21日から裁判員制度が導入され、一般市民が公平・公正かつ法と証拠に基づく司法判断に参加し、その際、国民感覚が反映されるようになることが期待されている。しかしながら、裁判員となった国民が、刑罰の判断を下すうえにおける心理的負担が大きくなっており、その要因を排除するためにも、一般の市民にとってわかりやすい手続きが行われなければならないことは言うまでもない。できるだけ明瞭で分かりやすい証拠を当事者が提出することによって、裁判員に無用な負担をかけないことが、この制度を成功させる上で大切なこととなる。

そして、公正な取調べが行われていること、それが検証されることは、重要なことである。言い換えれば、捜査官による違法な取調べが行われ、威圧、暴行や利益誘導等による自白強要、その結果としての虚偽自白によって、えん罪が発生することは断じて許されない。

このような観点から、取調べの可視化は不可欠なものであり、それによって裁判を通じて、供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、正確に行われることが期待できる。

こうした状況の中、検察庁、警察庁は取調べの一部録画を試行し、警察庁は取調べ状況を監督する部門の創設など、取調べの適正化に向けた一定の対策を打ち出したところである。

しかし、適正な取調べを確保する必要があることと、被疑者取調べの録音・録画による可視化がごく一部にとどまっている現状にかんがみ、取調べの全面可視化により取調べの在り方を見直すことが必要である。

よって、国におかれては、録音・録画による刑事事件の取調べの全過程可視化を内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月28日、こちら6月28日につきましては最終日の日付になっています。

山梨県甲斐市議会。

提出先が内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） ただいま説明といたしますか、朗読が終わりました。

この意見書（案）について、修正箇所等が皆さんにございましたらご意見を伺いたいと思います。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 2点ほどありまして、「言い換えれば、捜査官による違法」ということがあるわけですが、捜査官の違法という文言がここでいいのかどうかということがちょっと疑問に思われまして、「強引な」とかそういう文言に変えるべきじゃないか。それが1点。

それから、先ほども休憩中にちょっと話をしましたけれども、被害者側に関する補償といえますか、そういうところが何もうたわれていないということで、「このような観点から、取調べの可視化は不可欠なものであり」というその下にちょっと文言をつけ加えたらどうかというふうに思って、ちょっと提案したいと思います。「一方、このことにより、捜査や取調べに時間がかかるなど被害者が、不利益を被ることのないよう十分配慮しなければならない。」というふうなことを入れていただいて、やはり被害者に対する配慮もしつつ、この可視化を進めていっていただきたいというふうな内容で提出したらどうかというふうに思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 2カ所ほど修正をしたらどうかというご意見でございました。

これに対して、あるいはまた違うことでも結構ですが、ご意見等ございましたら出していきたいと思います。

ほかにはございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） なければ、今言いましたところ2カ所ほど、1カ所は「強引な」ですか、「違法な」というところを「強引な取調べ」というような形に修正をし、あと、被害者の先ほど言っていただきましたことを、不利益をこうむることのないように十分配慮していただきたいというところをつけ加えて、当委員会での意見書としていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それじゃ、そのようにさせていただきます。

一応、案を……

[発言する者あり]

○委員長（米山 昇君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時34分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

「一方」というところから、「一方、このことにより、捜査や取調べに時間がかかるなど被害者が、不利益を被ることのないよう十分配慮しなければならない。」という文言をつけ加えて被害者配慮もすべきだということで、ここへつけ加えさせていただいたというものでございます。

ということで修正をさせていただいてありますが、お諮りいたしますが、この修正案で本会議のほうへ提案をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（米山 昇君） それでは、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それで、以上をもちまして、意見書案の協議を終了させていただきます。

なお、総務委員の皆さんには、後ほど意見書への署名をお願いいたしたいと思っております。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時39分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、その他に入ります。

まず最初に、議会と市民の対話集会における委員会での検討事項に関する申し入れについてでございますが、前回の委員会において協議していただきました。その中で……

[発言する者あり]

○委員長（米山 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

前回の委員会で市民との対話集会についての協議をしていただきましたが、その中で、震災の安全対策への取り組みについてとAED講習会の開催について当局と検討するというこのについては、担当に出席をしていただき、それぞれについて協議を行うことになりましたので、本日、消防防災対策課の対策室の職員に出席をお願いしております。

それでは初めに、震災の安全対策への取り組みについて協議を行います。

こちらについて、事務局より前回の協議結果について朗読をさせます。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） 前回、5月31日の委員会におきまして、この件についてご協議いただいたところであります。

その中で、市民と一緒に勉強といっていることですので、委員会として防災対策など、講師を招いて勉強会を開くことが可能ですか等の意見がございまして、それで消防防災対策室を通じて事前に確認をしたところ、そういった講演は行っている旨聞いておりますということで、委員会で方針が決まりましたら、県の防災危機管理課になると思いますので、確認し依頼をしたいと思っておりますということで前回確認をいただいております。

それで、最終的には、この件については県の防災危機管理課へ講師を依頼できるか、消防防災対策室に確認してもらい、6月の定例会中の委員会審査終了後、再度この件について協議を行いますので、消防防災対策室に出席していただき、その際に依頼をしたいと思っておりますということで総務教育常任委員会の意見を集約したところでございます。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） ただいまお聞きのとおりの結果でしたので、今回、消防防災対策室からそれらについてご報告をお願いしたいと思います。

保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） それでは、報告させていただきます。

震災の安全対策への取り組みについての研修についてでございますが、山梨県防災危機管理課の講師について依頼を確認したところでございますが、講師を引き受けていただけるといふ返事をいただいておりますので、7月の開催に向けまして事務局と日程調整をさせていただきます、今進めているところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ただいま報告がありましたとおり、県のほうから担当者が講師として来ることが可能だということでございます。できましたら、次回の7月の委員会に講師としてお願いをしたいと、総務常任委員会で、ということではいけないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、日程については、あらかじめ県のほうに確認を、先ほど事務局と担当のほうで調整をしていただいたところ、県のほうでは7月18日が都合がいいというご返事ございましたので、7月18日の木曜日ということで相手もありますので、その日を総務教育常任委員会として、その中で講演もいただくということで、勉強して市民からの要請に応えていきたいというふうに思っておりますが、よろしいですか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） これは総務の委員会だけで講義を受けるということよりは、議員全体で受けたほうがいいのかという解釈です。

○委員長（米山 昇君） そうですね。通常の委員会もそうですが、もちろん傍聴という形で議員さんも来ていただいて、呼びかけは全部して、そして実施するというところでいきたいと思えます。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） あと1点でございますけれども、消防防災対策室を通じて確認をしていただいたところ、先方のほうで、せつかくの機会ですので、議員の皆さんとも意見交換も、説明だけじゃなくて意見交換もあわせてその際に時間をとっていただきたいという意見も言われていますので、その辺も考慮する中で、今言ったご意見も決めていただければと思います。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういうことであれば、時間の設定というか、その辺も大体どれくら

いを、今後の詰めだと思えますけれども、どうなんですかね。

○委員長（米山 昇君） 小澤係長。

○書記（小澤 明君） まずちょっと委員長と直接打ち合わせをしていないんですけれども、いずれ、当日、7月の委員会も案件があれば開催させていただきたいと思えますので、どちらかが、委員会が午前になるか、そちらの意見交換会のほうが午前になるかで、いずれちょっとその日につきましては、委員の皆さんには1日を予定していただければと思えます。どっちかが意見交換会、どっちかが総務教育常任委員会という形で開催させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○委員長（米山 昇君） まだ7月の案件等も固まっておられませんので、またその内容によってそういう時間の設定もあり得ると。人数が少なければどっちか片方だけということも当然あるかと思えますので。

じゃ、そのようにさせていただきます。

次に、AED講習会の開催について、当局と検討することについてということで、事務局より前回の協議結果について朗読をお願いします。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） それでは、AEDの件につきましては、当日、5月31日の委員会では、消防署のほうにお願いすれば各自治会に来てもらい、講習会を行うことが可能ですかというような意見がございました。その辺につきましても確認したところ、双葉地域と甲府のほうで若干違うところもありますが、そちらへの講師のほうは行っているということで、詳細については消防防災対策室のほうに確認をしたいと思えますというようなことになっています。

また、その中で、AEDがどこに設置してあるかインターネットに掲載してあるという説明もあったが、インターネットを見る人は限られているので、これにあわせて自治会連合会の席でも場所は紙で出てくると思うので、周知してもらいたい。できるだけ場所がわかるようにしてもらいたいというような意見もその中であったところがございます。

それで、申し入れのとおりAED講習会を開催してもらいたいという市民の声がありますので、消防防災対策室に消防署と協議してもらい、各地区で講習会を開催できるようならば、消防防災対策室が窓口になって講演会ができることを周知してもらい、各地区で開催できるかどうか本日協議を行うこととしてよろしいですかということで諮ったところ、総務教育常任委員会としてはそのような内容で消防防災対策室のほうと協議を行い、できるのであれば実施のほうに向けて要望を行いたいという意見で集約したところがございます。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。

ただいま事務局からありましたとおり、各自治会でAED講習会を希望がある場合は、消防防災対策室が窓口となって、甲府西消防署及び峡北消防双葉分署ですか、と調整してもらえるか、消防防災対策室のほうで検討していただいておりますので、そのご回答をお願いいたします。

保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） AEDの講習会の開催についてでございますが、各自治会においてAED講習会を希望する場合には、消防防災対策室を窓口としていただきまして、竜王・敷島地区は甲府西消防署へ、双葉地区については峡北消防本部双葉分署へそれぞれ実施における調整を行っていきたく思います。

また、周知方法についてでございますが、自治会長及び防災委員に講習会の案内通知を出して取りまとめていきたく考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ただいま報告がありましたとおりでございますが、この件で何かご意見、ご質問等ございましたら。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

それでは、ただいま報告がありましたとおり、この件につきましては各自治会でAEDの講習会を希望がある場合は消防防災対策室が窓口となって甲府西消防署及び峡北消防双葉分署と調整してもらえよう委員会として要望したいと思っております。

なお、自治会にAEDの講習会の希望があるか周知をお願いするとともに、講習をする際は市内のAED設置場所をあわせてPRをしてもらうよう重ねて当局へ要望してまいりたいと、委員会として、まいりたいと思っております。

それでは、そのように決定をさせていただきます。

以上で議会と市民の対話集会における委員会での検討事項に関する申し入れについてを終了いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前 11時52分

○委員長（米山 昇君） それでは、会議を再開いたします。

次に、2番目の意見交換会についてを議題といたします。

昨年度、公立小・中学校の校長会と意見交換会を行いました。意見集約として、その際に、継続して、これ1回限りでなくて、継続して行っていきたいというような形で確認、決定をいたしました経緯がございますが、そこで本年度も引き続き公立小・中学校長会と意見交換会を昨年のことを引き継いでやっていったらどうかと思っておりますが、委員の皆さんのご意見がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 前回もこんなに時間がないという感覚だったですね。それでいじめをテーマに協議をさせてもらったんですけども、意見交換もさせてもらって。今回体罰の関係もありますから、ぜひともそれをテーマにのせて、いじめの問題は端的に済む問題でもないし、それで新たに体罰の問題もありますから、同じような形で16校の校長会と同じような意見交換会を継続すべきではないかと思っておりますけれども。

○委員長（米山 昇君） ほかにご意見ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 当然こういう意見交換会は1回こっきりじゃなくて継続していくというのが一番いいことだと思いますので、ぜひそういう機会をつくってもらって。いろいろの問題は、学校教育に関する問題というのはいろいろありますので、よろしく願います。

○委員長（米山 昇君） ほかにどうですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） それでは、ほかになければ、16校会との意見交換会をするということでもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） では、そのようにさせていただきますが、またテーマは、先ほど猪股委員から、昨年はいじめに、余り広げ過ぎても話が飛んでしまうということで、いじめ問題について絞って話し合いをいたしました。ことしは、今、話の中でいじめとか体罰とかというのを、部活動あるいは授業中もあるでしょうし、体罰の問題も出てきておりますので、そういういじめ、体罰等にしますか。その2つに絞りますか。

[発言する者あり]

○委員長（米山 昇君） では、いじめ、体罰と、また学校経営というか、学校経営の諸問題というか。そういうことで、余り今回は1本に絞らずにということでよろしいですか。もちろんテーマとしてはその1本はありますけれども。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 委員長、今、体罰の問題はどこから出てきているというのは、教員の中からも出ていますが、クラブ活動。今回の一般質問にもありましたよね。それで、外部指導員のほうもありますから、そのような範囲で広げていけば結構な範囲になるんじゃないかと思うんですよ。そんなような感じでいけば、話は大体時間があるという解釈です。

○委員長（米山 昇君） 意見交換会の時間設定が、やはりそんなに長くありませんから、ある程度は絞って、1つの柱としてはいじめ、体罰ということにして、あとはもちろんそれ以外に学校の諸問題、諸課題ですか、そういうこともあれば出していただいたり意見交換をする場ということで設けていきたいと思いますが。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） この前は2時間ぐらいだったですかね。

○委員長（米山 昇君） 小澤係長。

○書記（小澤 明君） 1時間半、10時半からの1時間半……。

○委員（有泉庸一郎君） 校長たちも忙しいとはいえ、こういう機会ですからぜひ、やるからには、そこへ行って30分とか何とか、区切ったってしょうがないから、できるだけ時間はかけてやったほうがいいような気がしますけれども。

○委員長（米山 昇君） 前回1時間半ということでしたが、1時間半から2時間というような形で、いずれにしてもどちらかですね、午前とか午後とか。またいでということじゃありませんので、半日ということではしていきたいと思っております。

そういうことで決定をさせていただきますが、時期的にはいかがいたしましょうか。相手があることですが、学校という特殊な場所からいきますと、夏休み中というね、やはり間にやってもらえればというのを学校側とすれば意見もあるようですので、夏休み中というとお盆さんの前か後かどちらかという形ですが、何かご意見等あれば。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 意見交換会だけで協議会をやるということですね。

○委員長（米山 昇君） そうですね。

○委員（内藤久歳君） 例えばほかの、当局の案件等は抱き合わせじゃなくて、意見交換だけで1日設定するという考え方でいいということだね。

○委員長（米山 昇君） 半日ですね。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） 今までの流れでは、午前中意見交換会を行いまして、午後から通常の閉会中の委員会というような、同じ日にあわせて実施をさせていただいた経緯でございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういうことであれば、先生との都合にこっちが合わせるというような格好で、できるだけ16校の校長が全員出席していただけるような日程をつくってやって、こっちが受け入れるというような格好がいいと思いますので、その辺はまた調整をしながら、多少夏休みでちょっと厳しいかもしれないけれども、そんなことで進めたらいいと思います。

○委員長（米山 昇君） じゃ、あれですね。日程的なことは相手もあることですので、こちら側だけで一方的というわけにはまいりませんので、また9月の定例議会の前の委員会というのもありますので、一度にやってしまうという方法も、午前、午後というような形で1日だけの潰れという形でも、方法もありますので、それらも踏まえて、また事務局と相談しながら委員長にご一任を願います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） では、そんなようにさせていただきます。

それでは、意見交換会については以上で終わらせていただきます。

あと、その他のその他ですが、何か……

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午前11時59分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

その他に入りますが、教育総務課より報告がありますので、お願いいたします。

小林教育総務課長。

○教育総務課長（小林 修君） 教育総務課から2件報告させていただきます。

まず平成25年度事業の双葉中学校職員室の改修工事につきまして報告させていただきます。

県の中北建設事務所と双葉中学校職員室拡張工事につきまして協議をしてみましたところ、平成8年当時の委託いたしました耐震診断の数値について再調査の指摘がありまして、再計算するのに日数がかかり、このことによりおくれが生じました。

また、それとあわせまして、既存校舎と給食の配膳室との耐火是正工事等が必要との指摘を受けましたので、新たに建設費がかかることになりました。これらのことによりまして、工事発注がおくれることとなりますが、詳細につきましては9月補正時にまた説明させていただきますと考えております。

それから、もう1件報告させていただきますが、先月の常任委員会の中で竜王東小学校のつり天井改修工事のスケジュールにつきまして、工期は夏休みを利用しての工期ということで説明させていただきましたが、学校と協議を進めていく中で、学校行事等を考慮しまして、冬休みを利用するほうが影響が少ないということになりましたので、冬休み前後含めた工期で事業を進めてまいりたいと考えておりますので、報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

委員よりこの2件について質疑がありましたらお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、双葉中学校で耐震の再調査でおくれるということで、今から再調査をするということですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 再調査は終わりました。再調査を4月に協議をいたしまして、そのとき指摘を受けて、その後再調査してもらって、6月の中旬にでき上がりまして、影響はないということでした。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） だから、今、調査の結果、いわゆる耐震補強は必要ないという結論が出たということなのか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） そういうことです。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 今の質問だと、そうすると耐震診断の費用だけがふえたという話ですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 耐震診断は、昔やったものをもう一度再調査しましたので、費用はかかりませんでした。新たに費用がかかりますのは、もう一つ指摘のありました是正工事等が必要ということで、そちらのほうにかかった費用ということでございます。

○委員長（米山 昇君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 竜王東小の件については、私以前に言ったことなんで、夏休みにかけて、夏休み中でも日程的には難しいんだけどもということも申し上げたつもりなんですけれども。何とかしてそれを夏休み前後にかけてというふうにやろうという話で説明を伺っていたつもりなんですけれども、学校側と協議をしたら、冬休みにやってくれと言われたと。その夏休みにやりますと言っていたということは、じゃ、何になってしまうんですか。それは勝手に行政当局が予定を組んだということですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 学校のほうと8月とそれから9月に工事が入るということで、どちらがいいかと、結局相談していく中で9月のほうに行事がちょっと多いということで、結局11月、12月のほうの工事発注のほうがいいということで相談させていただいた結果、そうなったということでございます。

○委員長（米山 昇君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 休みが短いという期間に、これは前回からも言っているように、その期間では期間的に無理だと、工事の工程が。これは、そうするとある程度夏休みでも間に合わないぐらいなのに、冬休みは半月そこそこしかない、20日間ぐらいしかないのかな、今の休み、そうすると、休み間ではとてもやり切れないということは承知の上ということですね。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） その辺は学校と協議の上、承知しております。

○委員長（米山 昇君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） もしかして、私これはちょっと確認しておきたいんですけども、実施設計、耐震診断、診断結果というのにこの夏休みに間に合わないというのは理由にはない

ですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） そういう理由ではございません。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 今のちょっと関連ですけれども、早くやるにこしたことはないなと思っていましたよ。それで夏休み中という話が出ていたんで、夏休みにやれば、検査結果で早める可能性かなと思って期待をしていたんですけれども、冬休みに今度は持っていくということではちょっとがっかりしたところですよ。

私ちょっと質問するのは、今言った、やっぱり夏休みの期間の長いときにはもうできないかもしれない。でも、今度は冬休みは今言ったように半月ぐらいで冬休みでもってやる。学校として、やっぱり授業をやっているときにがたがたやられるとか車が通るとかというほうが恐ろしいんじゃないですかね、普通。

それで今ちょっと推測するに、きっと運動会が絡んでいるから恐らくと思うんですよ、練習とかあるんだから。それで体育館を使いたいといういろんなほうがあるからそうやってきたと思うんですけれども、もしあれだったら、夏休み前から入ってやるという方法もあるんじゃないですかね。そこのところどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 一応学校と協議をした中で、夏休みよりも冬休みのほうがという希望でしたので、そのようにさせていただく予定でございます。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） それはわかるんだけど、それはわかるんですよ、学校と協議したというのは、今言ったように、我々が前回この委員会でしたときは、いつやるんですかといったら、夏休み中にやるんだということをはっきり言っているんですよ。それで僕も、じゃ、今度は一般質問のときにも、何とかやってくださいということになったんだけど、事が覆されてしまったんだ、ばーんと。

そんなに簡単にやられてしまったら、こっちもほら、いろんなことがあるんですよ、だから、そこのところを、やっぱり何でというのが、今、協議した結果、協議した結果しか言わないんだけど、その思いがこっちはうんとあるんですよ。

それなら、いつ来るかわからないときに、やっぱり早めてやる分にはいいんだけど、

遅く持って行って、向こうへ持っていくということはちょっと僕としては心配ですと。その辺はどうですか、課長。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 前回の総務常任委員会の中でそのように夏休みを利用するというふうに説明させていただいた後で大変申しわけないんですけども、学校と協議した中で冬休みのほうがいいということになりましたので、そういうふうにご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） ぜひ、前回そういう話をしたんで、校長会の言うこともいいんだけど、学校の言うこともいいんだけど、これだけでもって早くしなければならんということも、やっぱり目標を立てていたんだから、そういうこともよく事前に話をして、それで前年度の委員会のときにこうですよというやつをつけてもらいたいぐらいの、先を読んでやっぱり計画性のことをしてもらいたいですよ、今後。お願いします。これは要望です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、あと傍聴議員、ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

以上で教育委員会からの報告事項を終わります。

あと、その他、委員から何かその他で発言がございましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 前の常任委員会のときに、教育のほうでもって資料館のほうから新規事業の内容の説明を受けたんですけども、その説明に関して、どんな内容かということも私も後で報告してくれということを書いてあるんですけども、そのことがまだ報告されていないけれども、どうなっているのかな。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 早急に担当のほうに行きまして、対応させていただきますので、お願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにその他、何か委員からございましたら。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、その他を終わりますが、事務局で何かありますか。いいですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上をもちまして、その後も終わります。

それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 20分